

第 30 回 磐田市都市計画審議会

議案書

第 1 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置

日 時 令和4年7月26日(火) 午後2時

場 所 磐田市役所 本庁舎 4 階 大会議室

建築物の概要書

建築主住所氏名	松岡紙業株式会社 代表取締役 佐藤元彦 静岡県富士市蓼原 110 番地
敷地の位置	静岡県磐田市西島字上成橋 549-1、549-2（市街化調整区域）
敷地面積	4,165.34 m ²
建築面積	1,555.16 m ² （増築 486 m ² 、既存 1,069.16 m ² ）
延べ面積	1,505.48 m ² （増築 378 m ² 、既存 1,127.48 m ² ）
構造	鉄骨造
用途	一般廃棄物処理施設
主な施設	ごみ処理施設（古紙圧縮梱包）
処理能力	古紙圧縮梱包 115.12 t / 日
稼働時間	8 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書きの規定による

理由

松岡紙業株式会社は、既存敷地において産業廃棄物及び有価の古紙の圧縮梱包、さらに磐田市内で発生した一般廃棄物の古紙についても同様の処理を行っていたが、一般廃棄物の処理能力が建築基準法第 51 条の規定が適用される 1 日最大 5 t を超えるため、平成 31 年 3 月に同法の許可を取得した。

現在、既存敷地内においては、処理した古紙の保管場所は限られた範囲内に高く積み上げ保管しているため、作業効率に支障をきたしていることから、隣接する北側駐車場敷地を含め、保管用の倉庫を増築する計画である。

今回の申請は、処理能力に変更はないものの許可敷地の変更を伴うことから、改めて建築基準法第 51 条ただし書きの許可が必要である。